

健康及び安全に関する論点（例）

「健康及び安全」の内容の充実について

○現行指針の策定以降、「健康及び安全」の内容に関しては、保健・衛生面の対応や食育に関するガイドラインが作成されており、指針と一体的に運用されている。これらのガイドラインも踏まえた各種の取組実践等を踏まえ、今回の指針の改定において、どのような事項を充実すべきか。

（参考）

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月）
（平成24年11月改訂）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）
- ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月）

○安全の確保については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の最終取りまとめが昨年12月に公表され、事故の発生防止のガイドライン等の作成について検討中である。これらを踏まえ、今回の指針改定において、どのような事項を充実すべきか。

○病児保育、夜間保育等の特別なニーズに対応した保育や、小規模保育等の多様な保育機会が幅広く展開されていく中で、「健康及び安全」の内容に関して、留意すべき事項や、充実すべき事項があるか。

その他

○より具体的な行動の指針については、解説書での対応のほか、個別の分野におけるガイドラインの作成で対応することが考えられる。これらをどのように組み合わせ、全体を通じて、健康及び安全に関する保育内容を充実していくべきか。

※第3章の「養護に関わる内容」（健康状態の把握、保健的で安全な保育環境の維持・向上、食事・排泄・睡眠の援助等）や、「教育に関わる内容」（「健康」の領域）でも「健康及び安全」に関する記載がある。